

# 令和8年 第2回 安芸太田町議会定例会会議録

令和8年3月11日

招集年月日	令和8年3月6日					
招集の場所	安芸太田町議会議事堂					
開閉会日 及び宣告	開会	令和8年3月6日 午後1時30分			議長	中本 正廣
	閉会				議長	
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 凡例 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △公 公務欠席	議席 番号	氏 名	出席等 の別	議席 番号	氏 名	出席等 の別
	1	笠井清孝	○	7	影井伊久美	○
	2	田島清	○	8	大江昭典	○
	3	宮本千春	○	9	小島俊二	○
	4	大江厚子	○	10	津田宏	○
	5	末田健治	○	11	中本正廣	○
	6	佐々木道則	○			
会議録署名議員	5番	末田健治		6番	佐々木道則	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長	河野茂		書記	佐々木裕子	
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名	町長	橋本博明		教育長	大野正人	
	副町長	木村富美		病院事業管理者	平林直樹	
	参事	宇田康弘		道の駅推進チーム 担当課長	瀬川善博	
	参事	下村佳世		教育次長	長尾航治	
	会計管理者兼 総務課長	二見重幸		教育課長	清水裕之	
	総務課主幹	郷田亮		安芸太田病院 事務長	正岡剛	
	加計支所長	児玉裕子		—	—	
	筒賀支所長	山本博子		—	—	
	企画DX課長	能宗良明		—	—	
	税務住民課長	沖野貴宣		—	—	
	地域協働課長	上手佳也		—	—	
	産業観光課長	菅田裕二		—	—	
	建設課長	武田雄二		—	—	
	健康福祉課長	伊賀真一		—	—	
衛生対策室長	森脇泰		—	—		
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

## 会議に付した事件

令和8年3月11日

承認第1号	専決処分の承認を求めることについて
議案第2号	町道の認定について
議案第3号	町道の路線変更について
議案第4号	安芸太田町過疎地域持続的発展計画の策定について
議案第11号	安芸太田町火入れに関する条例の一部改正について
議案第14号	安芸太田町水泳プール条例の一部改正について
議案第16号	工事請負契約の変更について
議案第17号	権利の放棄について
議案第18号	令和7年度安芸太田町一般会計補正予算（第8号）
議案第19号	令和7年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
議案第20号	令和7年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
議案第21号	令和7年度安芸太田町病院事業会計補正予算（第2号）
議案第22号	令和7年度安芸太田町下水道事業会計補正予算（第2号）
議案第23号	令和8年度安芸太田町一般会計予算
議案第24号	令和8年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計予算
議案第25号	令和8年度安芸太田町後期高齢者医療事業特別会計予算
議案第26号	令和8年度安芸太田町介護保険事業特別会計予算
議案第27号	令和8年度安芸太田町介護サービス事業特別会計予算
議案第28号	令和8年度安芸太田町筒賀財産区特別会計予算
議案第29号	令和8年度安芸太田町内黒山財産区特別会計予算
議案第30号	令和8年度安芸太田町病院事業会計予算
議案第31号	令和8年度安芸太田町簡易水道事業会計予算
議案第32号	令和8年度安芸太田町下水道事業会計予算

議案第 5 号	安芸太田町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
議案第 6 号	安芸太田町保育所条例の一部改正について
議案第 7 号	安芸太田町職員定数条例の一部改正について
議案第 8 号	安芸太田町職員の旅費に関する条例等の一部改正について
議案第 9 号	安芸太田町国民健康保険税条例の一部改正について
議案第 10 号	安芸太田町介護保険条例の一部改正について
議案第 12 号	安芸太田町企業誘致促進条例の一部改正について
議案第 13 号	安芸太田町簡易水道事業給水条例等の一部改正について
議案第 15 号	安芸太田町病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
	特別委員会の設置

令和8年第2回定例会  
(令和8年3月11日)  
(開会 午前10時45分)

○中本正廣議長

おはようございます。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますのでこれから本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめ御手元に配付したとおりです。

---

日程第1. 承認第1号

○中本正廣議長

日程第1、承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。議案の説明は先日町長より行われておりますが、追加説明があれば受けます。郷田総務課主幹。

○郷田亮総務課主幹

はい。承認第1号、専決処分の承認を求めることについて御説明します。地方自治法第179条第1項の規定によりまして、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。7ページのほうを御覧頂ければと思います。専決処分書でございます。令和7年度安芸太田町一般会計補正予算第7号でございます。こちらの補正予算につきましては、さきに行われました衆議院議員選挙に関わる予算が、急ぎ必要となったため専決処分をさせていただいたものでございます。歳入歳出総額にそれぞれ2,021万5千円を追加し、歳入歳出総額を92億9,210万2千円と定めるものでございます。なお今回の補正に対する歳入でございますが、全額県支出金を充てさせていただいております。説明は以上でございます。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」の声あり。

質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。

「なし」の声あり。

討論なしと認めます。これから採決を行います。承認第1号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

賛成者起立

起立総員です。したがって承認第1号については原案のとおり可決しました。

---

日程第2. 議案第2号

○中本正廣議長

日程第2、議案第2号、町道の認定についてを議題といたします。追加説明があれば受けます。武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい。議案第2号、町道の認定について、次の路線を町道に認定したいので、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めます。路線名、下土居線。起点、安芸太田町大字土居字下土居604番10。終点、大字土居字下土居648番地4。以上です。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

「なし」の声あり。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第2号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

賛成者起立

起立総員です。したがって議案第2号については原案のとおり可決しました。

---

### 日程第3. 議案第3号

○中本正廣議長

日程第3、議案第3号、町道の路線変更についてを議題といたします。追加説明があれば受けます。武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい。議案第3号、町道の路線変更について。次の町道の路線を変更したいので、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものです。路線名、清水線。起点を安芸太田町大字打梨字山瀬583番地1地先から大字打梨字山瀬582番地10。終点を大字打梨字上城655番地4地先から大字打梨字清水1586番地4に変更するものです。延長につきましては、2,636メートルを1,617.5に改めるものです。以上です。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。末田議員。

○末田健治議員

これは地元自治会の承認といたしますかそういう手続についてはいかがでしょうか。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい。地元自治会とも情報を共有いたしまして、住まいの方ともお話をさせていただきました。路線の変更のほう、話をしております。以上です。

○中本正廣議長

よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

「なし」の声あり。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

「なし」の声あり。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第3号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

賛成者起立

起立総員です。したがって議案第3号については原案のとおり可決しました。

---

### 日程第4. 議案第4号

○中本正廣議長

日程第 4、議案第 4 号、安芸太田町過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題といたします。追加説明があれば受けます。はい。能宗企画DX課長。

○能宗良明企画DX課長

はい。議案第 4 号、安芸太田町過疎地域持続的発展計画の策定について御説明いたします。安芸太田町過疎地域持続的発展計画、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までを、別紙のとおり策定するため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、第 8 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。本計画は令和 3 年度に策定した同計画が今年度末をもって終了するため、引き続き令和 8 年度からの計画を策定するもので、昨年 3 月に策定した安芸太田町総合ビジョンと総合戦略に基づいた内容となっております。また国の基本方針に沿った構成となっており、今計画に具体的な事業を盛り込むことで、国からの財政支援を受けることができることとなっております。計画の具体的な内容については、次ページ以降、添付のとおりでございます。以上、説明を終わります。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。小島議員。

○小島俊二議員

はいこの過疎地域持続的発展計画については今説明があったように、3 月末で現計画が失効するというところでの新たな計画だろうと思いますが、この 3 月末には合併時に策定しました新町建設計画も失効するという状況になっております。そういった中で、新たな過疎計画を見ると、新町建設計画に載っておった各種事業が、継続的に、過疎計画のほうへ載せられてる部分があります。町の新総合計画とかいう具体的な事業載っておりませんので具体的な事業になりますとこの過疎計画が主になってくるんだろうと思いますが、以前から議会で問題になっておりました新庁舎の位置の関係、新庁舎の建設についての計画が 3 月末で失効しますんで、その辺、以前の答弁で、今後何らかの計画に記載していく必要があるだろうという答弁があったんですが、その辺の検討状況について教えてください。

○中本正廣議長

二見総務課長。

○二見重幸総務課長

はい。新町建設計画につきましては、令和 6 年度末で、計画期間が切れておるという状況でございまして、その中で行政運営の効率化という項目がございまして、その中の重要事業として、庁舎整備事業というのがございます。その事業の概要としては、社会情勢及び財政事情を踏まえた本庁舎及び支所庁舎の整備改修といった概要が記載されております。このことにつきましては、現在改訂を進めております、公共施設等個別施設計画の中で、庁舎の取扱いについても言及する部分がありますので、こちらで何らかの位置づけをしまいたいというふうに考えております。以上です。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい。新町建設計画においては、3 町村が隣接する重心地域か、において建設すると記載がありますが、新たなその公共施設総合管理計画の中で個別計画の中で、今言える範囲でどれぐらいの内容が記載されるというふうに考えておられますか。総務課長の思いで結構です。

○中本正廣議長

二見総務課長。

○二見重幸総務課長

はい。基本的には、現在、新町建設計画の内容を踏襲した形を考えておるところでございます。

以上です。

○中本正廣議長

ほかに質疑ありませんか。末田議員。

○末田健治議員

事業計画で令和8年から12年度、具体的に載っております。本町は移住定住施策、特に移住施策について、力を入れなければいけないという、差し迫った事情がございます。そういう中で地域間交流施設がその事業内容として計上されておりますけれども、他の地域においても、こういう移住定住施策というのは、町内においても必要だというふうに思うんですけれども、その辺の考え方について伺います。

○中本正廣議長

能宗企画DX課長。

○能宗良明企画DX課長

すいません、御質問ちょっと確認ですが、御質問は、事業計画の9ページで松原拠点施設整備事業というのが掲載されております、地域間交流拠点として。それ以外の拠点について、どうかという御質問かと思えます。今後、いろいろな地域間、地域コミュニティの活性化等を踏まえて、町としても取り組んでまいります。で、今後、ほかの拠点についても、具体的なものが出てきましたら、こちらの過疎計画を使う場合においては、計画の修正等を行うことによって、過疎計画、過疎債を使うことも可能となっておりますので、そういった形で、また議会のほうに修正案を付議することも可能かと思っておりますが、現時点で分かっている範囲で地域間交流拠点という形で、この事業名を記載させていただいております。

○中本正廣議長

末田議員。

○末田健治議員

いわゆる通常は地元からの熱意があったとしてもですね。通常は施設整備においては、行政補助5割補助で整備をしていくというふうな流れがこれまでであると思うんですけども、特別、松原地域というのは、この新たに掲示をされた経緯について少し説明を頂きたいと思えます。

○中本正廣議長

木村副町長。

○木村富美副町長

今記載しております松原拠点施設整備については、もともと平成20年の小学校の統廃合を受けた跡地の利活用ということで検討をスタートしたものであります。せっかくやるのであれば、そこは単なる集会の、地域の方たちが集まる集会ということだけではなくて、少し30年後を展望したような、人が集まる拠点にしようということで、名称の位置づけは、地域間交流というところに、事業の位置づけは置いてあります。もともとは小学校の統廃合の跡地活用ということで位置付けてあります。

○中本正廣議長

末田議員。

○末田健治議員

学校跡地活用ということになりますと、町内においてもですね、土居でありますとか堀でありますとか、学校跡地活用のことは、地元のほうがどのようにされるかということで、従来から廃止以降要望といいますかあると思うんですが、とりわけその他の地域は差しおいて、松原拠点整備というのは、どのような経緯かというのは、もう少し詳しく説明が必要かと思えます。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい改めて経緯について御質問頂きました。学校の、小学校の統廃合というのは確かに各地域地域であるというところで、それぞれの地域で利活用については、これまで話をされてきたと思っております。一方で確かに、この地域を、何て言いましょうか、特出しで取り組むというか町は町として、やはりせつかく新しい施設をつくるのであればというか、むしろこちらに書いてありますように、これからの地域間交流を担う一つの拠点実証事業という位置づけで今回、考えていたところをごさいますて、それがあ意味この松原地区においては、行政の思いとあるいは地域の思いというのが合致したということで今事業をスタートさせていただいてるところをごさいます。またそれはそれとして、学校の統廃合の関係で、地域ではそれぞれ御意向も頂いておりました。例えば、殿賀については、作る作らないは別として、小学校の跡地として、施設の有効活用についてはこれが、行政のほうで責任を持って考えよというようなお話もありましたので、それはそれとして、できる範囲でこれからも対応していきたいと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

末田議員。

○末田健治議員

はい。聞くのはもうこれ最後ですけれども、殿賀にしましても、そうした地元からの強い要望要請というのはあると思しますので、引き続いて同様な立場で、地元と十分検討を続けていただきたいということを申し上げておきます。

○中本正廣議長

ほかに質疑ありませんか。ちょっと休憩します。

休憩 午前 11 時 01 分

再開 午前 11 時 03 分

○中本正廣議長

休憩を廃して会議を続けます。ほかに質疑ありませんか。

「なし」の声あり。

これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第 4 号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

賛成者起立

起立総員です。したがって議案第 4 号については原案のとおり可決しました。

## 日程第 5. 議案第 11 号

○中本正廣議長

日程第 5、議案第 11 号、安芸太田町火入れに関する条例の一部改正についてを議題といたします。追加説明があれば受けます。菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい、議案第 11 号、安芸太田町火入れに関する条例の一部を改正する条例について説明をいたします。この条例は、森林法に基づく火入れに関し、町が許可しているものでございますが、消防業務を委託している広島市火災予防条例におきまして、林野火災注意報が新設されることに伴い、火入れ中止の条件に追加するため、改正するものでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。小島議員。

○小島俊二議員

はい。安芸太田で大きく影響を受けるのがやっぱり深入山の山焼きまつりだろうと思いますが、課長として今この深入山山焼きまつりにどれほどの影響が及ぶのかということが分かりましたらお願いします。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。安芸太田町の主催で行う深入山の山焼きに関しては、町が実施するということとなりますので、今回の森林法、安芸太田町の火入れに関する条例に関しては、該当がない、該当しないというものに解釈をしているものでございます。これに関しては、広島市消防局ともよく連携をとって、これまで、深入山の山焼きに関して実施をしたものでございます。また、消防団、町の職員、またボランティア 200 名体制で行うということ。また、広島市消防局安芸太田出張所のほうも後方支援、また本部のほうもヘリコプターで確認のほうをしていただくというようなことで、これらの整合性をとるためにですね、連携して実施をしているものでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい。今の説明で、全く関係ないことはないでしょうが、大きく、山焼きが中止、極端に言えば、毎年中止になるとかいう事態は、あんまり可能性はないというふうに受け取ってよろしいですね。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。これまで、また別にですね、新たに、これとは別に、中止の条件をやっておりますので、今回の注意報が出たからといってですね、中止するものではございません。以上でございます。

○中本正廣議長

ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第 11 号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

賛成者起立

起立総員です。したがって議案第 11 号については原案のとおり可決しました。

## 日程第 6. 議案第 14 号

○中本正廣議長

議案第 14 号、安芸太田町水泳プール条例の一部改正についてを議題といたします。追加説明があれば受けます。長尾教育次長。

○長尾航治教育次長

はい。それでは議案第 14 号、安芸太田町水泳プール条例の一部改正について御説明申し上げます。このたびですね、水泳プールとして使用しなくなりました。坂原水泳プール、松原水泳

プールでは、地元との協議が整いましたので、この2プールをですね、廃止をするものでございます。なお、坂原水泳プールは平成29年から、松原水泳プールは令和2年からもう使用がされていないといったプールでございます。説明は以上でございます。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」の声あり。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

「なし」の声あり。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第14号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

賛成者起立

起立総員です。したがって議案第14号については原案のとおり可決しました。

---

#### 日程第7. 議案第16号

○中本正廣議長

日程第7、議案第16号、工事請負契約の変更についてを議題といたします。追加説明があれば受けます。武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい。議案第16号、工事請負契約の変更について。次のとおり工事請負契約を変更したいので、安芸太田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。1 契約の目的、町道三谷龍頭線道路改良工事。変更事項、契約金額の変更です。金額1億3,200万円を1億3,943万4,900円に増額するものです。契約の相手方、安芸太田町大字中筒賀540番地2、筒賀建設株式会社 代表取締役 佐々木研次。以上です。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」の声あり。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

「なし」の声あり。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第16号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

賛成者起立

起立総員です。したがって議案第16号については原案のとおり可決しました。

---

#### 日程第8. 議案第17号

○中本正廣議長

日程第8、議案第17号、権利の放棄についてを議題といたします。追加説明があれば受けます。武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい。議案第 17 号、権利の放棄について。次のとおり権利を放棄したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定により議会の議決を求めるものです。放棄する権利、権利の内容については次ページとなっております。権利の放棄の理由、消滅時効に関わる時効時期が経過していると推認されるため。件数 5 件。金額 52 万 2,741 円です。以上です。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。影井議員。

○影井伊久美議員

はい。全員協議会にて、経緯の説明はしていただきましたが、もう少し詳細な再発防止策について説明を加えてください。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい。今後におきましての再発防止策ですが、安芸太田町の町営住宅家賃滞納整理事務要綱というのがございます。その中にもございますけど、まず滞納があった場合にはすぐに督促を発送いたします。その後 3 か月経ちますと超えますと催告書のほう発送したいと思ってます。それ以降裁判に向けた告知というかお知らせだとか、その辺、事務にのっとった要領を今後徹底して行いたいと思ってます。それを行うことによって再発を防止したいと考えております。以上です。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

少し町長にお尋ねしたいのですが、職員数も減少してきており、またですね、ほかの業務もこなしながらの債権管理や回収業務、少し現実的ではないなというふうな印象を受けておりますが、滞納の長期化しないための対策、また債権の回収率の向上、あと最後にですね、債権の管理体制、こちらをどのようにお考えか伺います。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。改めて今回の権利の大変遺憾であると思っておるところでございます。再発防止策何よりも求められることだということで、まず行政のほうでしっかりと徹底して、事務を進めていきたいと思っておるところでございますが、確かに業務も多様になっていく、あるいは業務量そのものも増えていく中で、こういった督促といいますか、そういう部分についてどこまで行政ができるのかというところは、確かに御心配の向きもおありかと思っております。我々としてもですね、いわゆる外注といいますか、そういう方策も勉強していきたいと思っておりますが、何分、権利関係あるいは行政としての権限に関わる部分でもございますので、なかなかいわゆる民間でいうところのそういう取立て屋みたいなものをですね、使うというのはなかなか難しいといいますか、いうところも我々調べているところでございます。いずれにしても、どういう方法でより効率的にあるいは実効性のある、そういった取組みができるのかということは引き続き、研究をさせていただきながら、ただ行政だけでできない部分についてはですね、外部の力も借りるということはしっかりと頭に入れながら考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

○中本正廣議長

ほかに質疑ありませんか。大江議員。

○大江厚子議員

はい。町営住宅に関しては最近では移住定住を目的としたものもあると思いますが、やはり低所得とか、そういう自分の家がない住民に対しての住居の保障という意味もあったと思うんですね。家庭環境、家計環境が変わったことによる支払いが難しくなったという事案も出てくると思うんですが、そういう場合、福祉的な視点から、督促を今度厳しくされると言われましたが、その時点で、いわゆる関係者福祉関係者、それから福祉事務所のケースワーカー等も踏まえて、そういうこの家庭の償還状況をどうするかという、そういう、何ていうんですかね、体制みたいなのは、今後、今もやっておられると思いますがどういうふうにされるかお伺いします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい、また議員御指摘のとおり、こういった住宅、とりわけ今、対象になってるのがまさに低所得者向けの住宅ですとか、そういう住宅が町営住宅、本来というか昔からの在り方でございました。一方では今回のこの、住宅使用料がとれなかったことについて、今の御指摘があったようなあるいは最後のとりでということで督促に少し何とかいまいしょうか、猶予を与えとかです、そういう対応があったのかどうかというのはちょっと今になってみると確認はできないところでございます。ただ時代の変化も踏まえて、やはりこういった部分についてはまさにコンプライアンスのことも含めて、行政としては適切にやはり対応していかなければいけないのではないかとということで、今後しっかりと徹底した対策をとっていききたいということを申し上げました。そうすると、御懸念のような部分も確かに、それで追い出されることになったらどうするのかというような問題も出てきようかと思っております。そういった意味では従来以上に、いわゆるそういう低所得者向けの対策も含めた相談に乗るような体制というもの、しっかりとまた連動させていただきながら、同じ行政の内部のことでございますので、これまで以上に連携をさせていただきながら、そういった部分の手当ても考えていきたいと思っております。御指摘ありがとうございます。

○中本正廣議長

ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

「なし」の声あり。

討論なしと認めますこれで討論を終わります。これから採決を行います。議案第 17 号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

賛成者起立

起立総員です。したがって議案第 17 号については原案のとおり可決しました。

## 日程第 9. 議案第 18 号

○中本正廣議長

日程第 9、議案第 18 号、令和 7 年度安芸太田町一般会計補正予算（第 8 号）を議題といたします。追加説明があれば受けます。郷田総務課主幹。

○郷田亮総務課主幹

はい。議案第 18 号、令和 7 年度安芸太田町一般会計補正予算（第 8 号）につきまして御説明申し上げます。まず第 1 条の歳入歳出予算の補正でございます。こちらは歳入歳出それぞれ

2,640万2千円を追加しまして、歳入歳出総額を93億1,850万4千円と定めるものでございます。第2条につきましては繰越明許費、そして第3条につきましては、地方債の補正をさせていただくものでございます。ページをめくっていただきまして第1表のほうを御覧ください。次のページになります。今回の補正に対する、歳入でございます。町税、森林環境譲与税、利子割引交付金などの各種交付金、地方交付税、国庫支出金、財産収入のほか諸収入について増額をさせてもらう一方で、県支出金、繰入金、町債につきましては減額ということでこの表の示すとおり所要額をそれぞれ歳入予算に充てさせていただきます。続きましてページをめくっていただきまして130ページ131ページになります。歳出の1表に係るものでございます。こちらの表にまとめております。3款の民生費、7款の商工費、8款の土木費、9款の消防費、最後にさらには10款の教育費、それと公債費につきまして増額をさせてもらう予算にしております。また議会費と総務費、衛生費、農林水産業費につきましては減額をさせてもらうといったところで、その所要額について補正をさせていただくものでございます。続きましてまたページめくってもらって132ページ、第2表の方の繰越明許費となります。令和7年度予算から令和8年度へ繰越しをして事業対応をさせていただくものでございます。その繰越額の上限を一覧表にさせていただいております。総務費から教育費までの合計19事業、4億8,986万円を予算の繰越しを行いまして、次年度で対応させていただくものでございます。そのうち、消防費、教育費の一部につきましては、国の補正予算によりまして新たな補助金を活用した事業といったことで繰越事業とさせてもらうもの。また、その他の多くの事業につきましては、地元の事業者、関係者との協議をする中で、工事の施工などの過程で調整が必要になったものということで時間を要したことにより繰越対応させていただくものでございます。続きまして133ページ、隣のページになります。第3表の地方債の補正となります。表で示させていただいておりますとおり各事業の限度額を変更させていただきます。1番上で言いますと公共事業等につきましては、町道法面に対する増額分、防災関係におきましては、急傾斜地の関係の県負担金に対する財源更正。また、一般補助施設整備事業におきましては消防積載車の整備、そして1番下の過疎債事業につきましては、加計中学校のLED化の照明工事を対応させてもらう一方で、病院事業におけます電子カルテの整備の執行残などにより、過疎債を減額ということで、全体的にも減額補正とさせていただくものでございます。それでは各補正予算につきまして各担当課より説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、まず、財政担当のほうから御説明させていただきたいと思っております。全体的な歳出予算にこれわたりますけれども、人件費のほうにつきましては、全体を精査を行いまして、約1,830万円全体で減額をさせていただくものでございます。続きまして142ページ、143ページのほうをお開きください。歳入のほうでちょっと特徴的なところを説明させていただきます。中段になります。歳入の部の10款の地方交付税の関係になります。このたび普通交付税につきまして、昨年度に続きまして国の補正予算によりまして臨時経済対策の追加交付、あと臨時財政対策債償還基金の措置等もありまして、1億3,939万2千円の増額の補正をさせていただくものでございます。続きまして146ページ関係になります。146、147ページになります。同じく歳入の関係でございます。18款の基金繰入金の関係になります。こちらのほうにつきまして地方交付税の増額等、全体の事業費の精算減額を受けまして、財政調整基金からの繰入金については、1億7,184万1千円の減額をさせていただくことで整理をしております。今度は歳出のほうに少し説明をさせていただきます。ページで言いますと150ページから151ページの中段となります。こちら財産管理の基金の積立ての関係になります。普通交付税で措置されました臨時財政対策債の関係の基金償還ということで、1,340万8千円を積立てと、あと過疎地域持続発展基金の関係で過疎ソフト事業のソフト事業分の上限いっぱいまでといったことで、127万円を基金積立てとして増額をさせていただきます。財政から最後になりますけれども、起債の関係になります。170ページ171ページ、

公債費の利子、償還利子の関係でございます。借入利率の上昇がありましてその利子利息の対応といったこと、実績見込みの増により 206 万円増額して、償還利子の増額をお願いするものでございます。財政担当からは以上でございます。

○中本正廣議長

二見総務課長。

○二見重幸総務課長

はい。それでは総務課から補正予算の説明をさせていただきます。154、155 ページをお願いいたします。最下段の選挙費、参議院選挙費 830 万円の減額でございます。これは、昨年 7 月 20 日に執行されました参議院議員選挙の費用について、実績精査による減額でございます。続きまして、次のページ 156 ページ 157 ページをお願いいたします。最上段の県知事選挙費 840 万円の減額でございます。これは昨年 11 月 9 日に執行されました広島県知事選挙の費用について、実績精査による減額でございます。次に、167 ページをお願いいたします。最下段の消防費の補正でございます。消防費、非常備消防運営事業の備品購入費、621 万 3 千円の増額補正でございます。これは、第 2 分団第 4 部、東区地域でございますが、消防積載車の更新のため、新たに軽自動車の消防車両を購入するものでございます。その下段の防災・減災・備蓄事業、需用費 38 万 3 千円、備品購入費 33 万 6 千円の増額補正でございます。これは、避難所の環境の改善を図るため、特に夏場の避難時における暑さ対策のため、スポットクーラーあるいは大型扇風機をはじめ、簡易ベッド、アルミブランケット等を購入するものです。その下段の負担金補助及び交付金、170 万円の増額補正ですが、これは災害時に孤立が懸念される地域を対象として、当該の自治会等が災害備蓄機材等を整備する際に、その費用を補助するもので、今回の事業では那須地域、東区地域、平見谷地域、猪山地域の 4 地域を想定しておりまして、こちらの災害備蓄品の整備の補助をするものです。なお、これらの 3 事業につきましては、国の令和 7 年度補正予算の地域未来交付金を活用しようとするものでございまして、本補正予算に計上をさせていただいております。以上でございます。

○中本正廣議長

能宗企画DX課長。

○能宗良明企画DX課長

はい。企画DX課から御説明させていただきます。ページは 150、151 ページになります。2 款、総務費の総務管理費、下のほうの 6、諸費になります。委託料及び負担金補助及び交付金のところになります。まずはバス路線運行事業ということで、1,200 万円の増額補正をさせていただいております。これはもりカーの利用者の増加と、またタクシー運賃の値上げに伴い、町の負担分が増えたことによる増額になります。その下、高速ブロードバンド基盤整備促進事業、委託料の 718 万 4 千円の増額ですが、これは光ケーブルの故障、倒木、支障移転対応によって不足分を増額補正するものでございます。その下、8 の電算管理費です。役務費、3,700 万と委託料 2,200 万の減額ですが、こちらは今年度、住民基本台帳等の基幹系のシステムをガバクラ上で稼働する標準準拠のシステムに移行する関係で、当初計上しておりましたが、役務費のほうがガバクラ費用ですが、ガバクラの利用料が当初想定ほどかからなかったことと、委託料のほうも、移行に係る作業を見直すことによって、2,200 万減額ということで、減額になったものでございます。続いて、ページをめくって頂いて、152、153 ページです。上段に先ほどの続きで、補償補填及び賠償金という形で、208 万 8 千円の減額ですが、これは 12 月の定例で付議させていただきました、先ほどの標準準拠に移行に伴って、現行のシステムを途中解約することになりますが、賠償額が確定しまして、当初の想定より減額となりましたので減額補正するものでございます。そして中段の 2 款総務費です。18 番の負担金補助及び交付金ということで、地域づくり事業で 489 万 1 千円の減額を計上させていただいておりますが、これは特

定地域づくり事業協同組合の事業実績に基づく減額、補助金の減額になります。当初派遣職員3名を予定しておりましたが、1名という形になりましたので、実績が減少したことに伴い、補助額も、減額という形で489万1千円減額するものとなっております。企画DX課からは以上です。

○中本正廣議長

上手地域協働課長。

○上手佳也地域協働課長

はい。同じページの先ほどの説明の上のところになります地域支援事業、600万8千円の減額です。こちらの経費は、地域おこし協力隊に係る経費でございまして、今年度、採用計画どおり採用の方ができたんですが、着任時期の関係で不用の額が生じたため、そちらの減額と、企業補助金の見込みがあったんですが2件、見送りがありましたのでそういったことで減額が主な理由となります。そしてその下の定住促進事業363万1千円の減額でございまして。子育て世帯応援、家財処分、新婚生活補助、こちらにつきまして今後見込みがないものについて減額のほうをさせていただいたというところでございます。以上です。

○中本正廣議長

沖野税務住民課長。

○沖野貴宣税務住民課長

はい。155ページになります。賦課徴収管理事業、備品購入費1,103万8千円の減額についてですが、これは当初確定申告支援システムの更新を予定しておりました。一方で、来年度に基幹系パソコンについても更新が予定されております。今まで基幹系のシステムにつきましては、仮想端末で運用されてきましたが、更新後は物理端末、ノート型パソコンとなる予定です。このため、基幹系端末と確定申告端末を兼用することとし、基幹系端末と同時に調達することで、経費削減を図るものです。続いて戸籍住民基本台帳管理事業、委託料459万3千円ですが、戸籍の附票への旧字及び旧字の振り仮名を記載するためのシステム改修経費です。それでは、町税の補正について説明しますので、139ページをお願いします。はい。139ページ、1番上、個人町民税、所得割ですが、賃上げによる給与収入の増加により900万円を計上しております。続いて、固定資産税償却ですが、電気、ガス業の設備投資により1,400万円の増を計上しております。以上です。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい。それでは健康福祉課のほうから、補正の説明の方をさせていただきます。ページで申しますと156ページ157ページを御覧ください。民生費のほうです。まず、社会福祉総務管理事業において、需用費として38万7千円の増額を計上しております。こちらは、国が推進いたします地方自治体情報システムの標準化において、介護保険の業務に必要となります、被保険者証や負担割合証、また負担限度額認定証などの作成にかかります印刷製本費用でございまして。主なもので申しますと、ここの1番下になりますが、障害者自立支援対策事業において、扶助費として1千万円の増額を計上しております。こちらにつきましては、障害福祉サービス費の実績見込みに伴います扶助費分の増額です。主には、施設入所支援について、障害者の高齢化や重症化によりまして、障害支援区分の認定が高くなり、一人当たりの事業費が増加する部分でありますとか、当初見込んでおりました補装具の費用がさらに増額となった等におきまして、扶助費分の増額を今回計上させていただきました。続いて、158ページ、159ページのほうでございまして。衛生費のほうです。中ほどから下になりますが、まず、疾病予防事業において委託料として200万円の減額を計上しております。こちらにつきましては、インフルエン

ザや新型コロナワクチンなどの予防接種にかかります、本年度の実績見込みに基づく委託料の減額でございます。続いて予防費の住民健診事業において委託料について131万1千円の減額を計上しております。こちらは、本年度実施をいたしましたやまゆり健診等の実績に基づく委託料の減額でございます。続きまして160ページ161ページをお開きください。こちら、病院費の病院事業会計補助金について、負担金の3,120万円の減額を計上しております。こちらは病院事業会計の4条予算で、電子カルテの導入に伴います事業執行残の減額分でございます。健康福祉課からは以上です。

○中本正廣議長

長尾教育次長。

○長尾航治教育次長

はい。それでは、教育委員会より補正予算の御案内をさせていただきます。158ページをお開きください。民生費、保育所管理事業でございます。委託料で減額65万円計上させていただきました。こちらにつきましては、給食、おやつ等の委託料、これは認定こども園とごうちでございますけれども、年度の額が確定したことによりまして減額をさせていただくものでございます。続きまして、ページが少し飛びます。168ページをお開きください。教育費でございます。中段、中学校管理事業、工事請負費といたしまして2,447万円計上させていただきました。これも先ほど来より話がありましたとおり、加計中学校のLED化の事業でございます。国の補正予算こちらが交付決定をおととい、3月9日に頂戴いたしました、国の交付金815万6千円を受けてですね、この事業を全額繰越しで令和8年度に事業実施をしまいたいと考えております。続きまして下段、保健体育総務管理事業といたしまして100万円の減額をさせていただいております。全国高等学校ライフル射撃大会につきましては、補助金が不要となったために減額をさせていただいたものでございます。教育委員会からは以上です。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい。続きまして建設課から補正の説明をさせていただきます。ページが164、165です。8款土木費、表の、上の表の2番目です。土木総務管理事業です。こちら委託料ですが、加計スマートインターフル化に伴いまして、保安林解除に伴います委託料の増額補正でございます。330万円です。続きまして下の表です。下の表の上、除雪事業です。こちら冬期降雪に伴います除雪の委託料の増額補正でございます。1億1千万円をお願いしているところです。続きましてその下、町道整備事業です。こちらは、委託料の見直しに伴いまして、工事費から工事請負費から委託料への組替補正でございます。310万円を組替をさせていただきたいと思っております。その下です。橋梁施設改良事業、こちら委託料の橋梁点検でございますが入札残に伴いまして、工事請負費のほうへの組替補正、800万円をお願いしているところです。次ページです。2番目です。土木住宅費のほうです。空き家対策総合支援事業の解体の補助事業でございます。こちらのほう、今年度今後の申請の見込みがないため、減額補正320万円をお願いするものです。以上です。

○中本正廣議長

森脇衛生対策室長。

○森脇泰衛生対策室長

はい、では失礼します。ページは160、161ページをお願いします。ページ中段になります。清掃費のほうでございます。今回、ごみ処理費、し尿処理費、それぞれ委託料の減額と増額をお願いするものでございます。ごみのほうが減額、し尿等のほうが増額となりまして、これは令和7年度実績見込みによりまして、それぞれ減額と増額でございます。衛生対策室からは以上

です。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。同じく 160、161 ページの 6 款農林水産業費の農業費でございます。農業振興費、負担金補助及び交付金 700 万円の減額補正でございます。中山間地域等直接支払事業及び多面的機能支払事業の補助金の交付の減に伴います、700 万円の補正でございます。減額の補正でございます。次のページをお願いいたします。同じく、農林水産業費の真ん中です。林業費でございます。林業振興費のうちの森林経営管理事業、委託料、898 万円の減額補正でございます。これにつきましては、現況調査の減額でございますとか、間伐事業の面積の生産減によりまして 898 万円の減でございます。また、負担金補助及び交付金につきましては、危険木、被害木並びに作業道の補助金の精算に伴う減額でございます。それに伴って積立金のほうを 1,909 万 9 千円、積み立てることとしておるところでございます。また、町有林整備事業につきましても、精算による減額、169 万円の減額補正でございます。その下でございます。7 款の商工費でございます。商工費の商工会育成事業の補正 360 万 4 千円でございます。morica チャージの 1.5%に補助することになっておりますので、そちらのほうは 200 万ほか、商工業利子補給事業による、利子補給事業でございますけど、不足分が発生しましたのでこちらのほうの補正も合わせまして、360 万 4 千円の補正を計上させていただいております。以上でございます。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。末田議員。

○末田健治議員

はい。歳入について 2 点ほど伺いますが、1 点は地方交付税 1 億 3,900 万。これについては当然交付税算定根拠というのがあると思うんですが、国のほうからの追加交付ということで、その交付額については当然、基準からいえば当然もらう額であるということなのか。もう少し追加があってもいいんじゃないかなかなというのと、もう 1 点はですね、町民税の個人税について、900 万増額補正ですが、これ住民の皆さんの暮らしが豊かになったのかというあかしの、その点について伺います。

○中本正廣議長

郷田総務課主幹。

○郷田亮総務課主幹

はい。地方交付税の交付の増額についてでございますけれども、国の税収の上ぶれによって今回国の補正予算によって、増額といった交付がされました。臨時経済対策でありますとか、給与費の改定についても国のほうの配分があったところで、財政担当でいいますと、もうちょっと欲しいなというところはございましたけれども、国の一律の上振れ分の配分といった流れのところでできておりますので、今回の増額といったところで、今のところは整理をしてるところでございます。以上です。

○中本正廣議長

ほかに質疑ありますか。はい沖野税務住民課長。

○沖野貴宣税務住民課長

はい。個人町民税の賃上げによる給与収入の増でございます。連合の調査ではあるんですけども、全国的には 5.1%賃上げがあったそうです。中小企業、4.45%賃上げがあったそうです。ですが安芸太田町では 3.5%の増となりました。ですので全国的に考えると、賃上げの状況はあることはあるんですが、安芸太田町のほうでは、ちょっとその動きが鈍いといえますか、

そういった状況でございます。

○中本正廣議長

ほかに質疑ありませんか。佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

はい。それではまず歳入のほうからお聞かせください。これページ148ページになると思うんですが、歳入の雑入で、これ加計S I CになつとるのこれS P Cの間違い？改築事業負担金330万円というのがあるんですが、この事業の負担金ということをちょっと中身をお教えてください。

○中本正廣議長

宇田参事。

○宇田康弘参事

こちら加計スマートインターチェンジの略称ですね、S I Cでございます。負担金といいますと、NEXCOと合同で事業をやっておりますし、NEXCOで発注した業務に町から一部支払いをする、町から支払いをする町分の設計分の支払いするということでそれが負担金ということで計上されております。

○中本正廣議長

佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

今の件は了解しました。今度は支出のほうで先ほど産業観光課の説明があったんですが、中山間の直接支払事業、これ600万、かなり減額が多いんですが、これ当初入られる予定だったのがやめられたのか、途中でやめられたんならこれ返還の義務が生じますが、この600万の中身がもし分かればお教えてください。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。160、161ページ、農業費の600万円の減額、中山間地域等直接支払事業の交付金事業でございます。これにつきましてははですね、5年に1期の中山間事業がありまして、5年に1回ごと制度が変わっております。今年度令和7年度から第6期の交付事業が新たにスタートし、制度も変わったところでございます。令和6年度47組織あった協定数でございますが、令和7年度、制度も変わり、また協定数も減って9減りまして、38協定数になったところでございます。ただし、このうち2地域については、統合するということで、他のところへ統合しております。そういったところもありまして、実際には減っておりますが、その理由といたしまして、やはり高齢化でありますとか、条件の改正により、やむなく協定をやめられたところもありますし、先ほどの2地域については、他の地域で統合された、それを全部整理しまして、今年度から、令和7年度から始まりますので、新たに、6年度の予算でやっておりました積算しておりましたので、新たな協定をするということで、減額補正をさせてもらうものでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

はい。佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

はい。最後になると思うんです。今のことは分かりました。だから、先ほど言いましたようにいわゆる協定者の返還金は出てこないという考えでよろしゅうございますね。8年度の予算をちょっと見させていただくと、返還金が計画されとったように思うんですが、これは直接は関係ないですか。どうでしょう。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。8年度のほうにつきましてはまた整理をさせて説明をさせていただきますけど、これに関しての返還はございませんので。はい。以上でございます。

○中本正廣議長

ほかに質疑ありませんか。小島議員。

○小島俊二議員

はい。森林環境譲与税が1千万ほど増額になってますが、この時期に1千万という何か私も制度詳しくないんですが、そのへん何か根拠がありましたらお願いします。それと、バス対策事業でもりカーの委託料が1,200万増額されとるんで利用が多くていいことなんですけど、このもりカーについては特別交付税の算定根拠に確実になってるのかどうか、その辺のことをちょっと、タクシーは多分ならないと思うんですが、定時制があったりするんだと思うんですが、そのへんのこと詳しく分かればお願いします。それと除雪事業1億1千万の補正ですが、今年度降ったのと3月分の見込みも入ってるということだったんですが3月分の幾らあるかどうか教えてください。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい、森林経営管理事業におきます森林環境譲与税の基金の積立て1,909万9千円でございます。これにつきましては、森林経営管理事業、先ほど減額したものと関連をしております、森林環境譲与税を財源に事業をしております。やはりこちらのほう減額するということになれば、積立金のほうを増やすということになっております。少しですね、全額、要は補正後の予算全額使うということも、なかなか難しいので、ある程度余裕を持って見ております。基金のほうはですね、1億2,636万5千円というふうに積算をしているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

郷田総務課主幹。

○郷田亮総務課主幹

はい。もりカーの運行の特別交付税につきましては県とかそういった補助金を除いた部分については交付税の対象とするということで一応申請のほうにあげさせてもらっております。もう1点が3月でしたっけ何か質問、昨年分です、昨年の除雪費の部分の算定、まだ特別交付税まだ確定になってないんで、一応算定の基礎、算定の基礎については一応申請をさせてもらっておりますのでまだ最終的な交付税の確定が来てないので額が幾ら全体になったかいうところはまだ未定というところで、また実績に応じて報告させていただきたいと思っております。決算の方で。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい。除雪の見込みですけど、今年度は4回、12月に1回と1月に2回、2月に1回、降雪がありました。3月については降雪はありませんでしたけども、当初予算5千万でして、今回1億1千万補正させていただきますと1億6千万。概ね今んとこですね集計で1億2千万を少し超えるくらいとなっておりますので、残金が幾らか出るかと思っておりますけど、まだ3月もございまして補正をさせていただきました。以上です。

○中本正廣議長  
小島議員。

○小島俊二議員

はい。ですからもりカーについては計算上ですが、特別交付税には算定されとるというふう  
に考えてよろしいということですね。それと森林譲与税は歳入のほうの1千万ぐらいの歳入が  
あるじゃない、あのこと。歳入のほうに1千万の補正があるじゃない。この時期に1千万補正  
された理由ということ。

○中本正廣議長

郷田総務課主幹。

○郷田亮総務課主幹

はい。このたび補正させてもらった1千万程度なんですけども、当初予算ではちょっと県か  
らの通知等含めて、抑え気味といいますか、概算で予算化しておりました。結果的に今回の実  
績等、交付額がある程度分かってきたのでそれを合わせた形での補正ということでございます。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい。し尿処理事業で300万の実績見込みなんですけど、増えた要因が分かりましたら。

○中本正廣議長

森脇衛生対策室長。

○森脇泰衛生対策室長

はい。液状のし尿のほうにつきまして、昨年度、毎年の積算はある程度の広島市との兼ね合  
いもあり、量の推計をするわけですけれども、思ったほど少し右下がりになっていくかなと  
思っていたのですが実質横ばい状態でありましたので、昨年度並みの金額が必要になってくる  
ということで今回増額をさせていただいております。

○中本正廣議長

はい。ほかに質疑ありませんか。大江厚子議員。

○大江厚子議員

はい。公債費の利子の増額ですが、この間、金利の上昇ということで、こういうことになっ  
たと思うんですが、来年度の予算も含めて、今後の予想っていうのを、大変難しいところでは  
あるんですけど、どういうふうに捉えておられるかということと、それから職員費の給与の減  
が去年今年とあるんですが、育休などでは、いうことであれはうれしいことなんですけど、病休  
とか中途退職ということであればちょっと心配するところかなと思ってますので、その辺の内  
容をお知らせください。

○中本正廣議長

はい郷田総務課主幹。

○郷田亮総務課主幹

はい。公債費の利子のことなんですけれども当初令和7年度当初はですね、0.4%ぐらいの利  
子をということで考えておったんですけど今、現実には1.4%の借入れをさせてもらって、直  
近では3%ぐらいの、ちょっと率というのも想定されるということで今後はちょっとそこはし  
っかりとですね注意していきたいと思います。以上です。

○中本正廣議長

ほかに質疑ありませんか。はい。二見総務課長。

○二見重幸総務課長

職員給与費の減額につきましては、中途退職の職員もおりましたことから減額をさせていた

だいとることと、それから、国とか県とかとの派遣の関係の負担金の関係もございまして、そういう中での減額となっております。ですので、中途、職員が退職するということにつきましてはやはり、今後、本人のライフ設計ということもあるとは思いますが、働きやすい環境づくりというところには、今後も注力していきたいと考えております。以上です。

○中本正廣議長

はい。大江厚子議員。

○大江厚子議員

具体的な数字が分かればということと、病休はなかったんでしょうか。

○中本正廣議長

二見総務課長。

○二見重幸総務課長

はい。中途の退職が2名でございます。はい。それから病気休暇の者もおりますが、現在は、今試し出勤ということで、職場復帰に向けて、努めておるところでございます。以上です。

○中本正廣議長

大江厚子議員。

○大江厚子議員

はい。次なる職場を求めてという、さらにステップアップということであればいいことだと思うんですけどやはり、職場環境の整備というのはきちんとしていただきたいというふうに思っています。

○中本正廣議長

ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第18号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

賛成者起立

起立総員です。したがって議案第18号については原案のとおり可決しました。

---

日程第10. 議案第19号

日程第11. 議案第20号

日程第12. 議案第21号

日程第13. 議案第22号

○中本正廣議長

日程第10、議案第19号、令和7年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）から日程第13、議案第22号、令和7年度安芸太田町下水道事業会計補正予算（第2号）までの4件を一括議題といたします。追加説明があれば受けます。沖野税務住民課長。

○沖野貴宣税務住民課長

はい。179ページになります。議案第19号、令和7年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について説明します。今回の補正は歳入歳出それぞれ7千万円を減額し、予算の総額を9億5,943万4千円と定めるものです。補正の内容は、病院会計繰出金について、電子カルテ更新に係る県補助金が新年度に交付されるため、病院会計繰越金7千万円を令和8年度当初予算へ組み替えるものです。以上です。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい。それではページ 191 ページになります。議案第 20 号、令和 7 年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について御説明をいたします。今回の補正は、歳入歳出のそれぞれに 1,505 万 6 千円を減額し、予算の総額をそれぞれ 13 億 2,956 万 3 千円と定めるものでございます。今回の補正は、事業実績見込みに伴います、認定審査会や、認定調査などに係る一般管理費の減、合わせて介護給付費や地域支援事業費の減額が主なものでございます。以上です。

○中本正廣議長

正岡病院事務長。

○正岡剛病院事務長

議案第 21 号、217 ページをお願いします。令和 7 年度安芸太田町病院事業会計補正予算（第 2 号）の収入的支出の予算の組替えと、資本的支出の予定額を 5,324 万 4 千円減額補正するものです。今回の補正は、電子カルテ導入に係る事業費等について補正するものです。以上簡単な説明ですが、御審議のほどよろしくをお願いします。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい。議案第 22 号、令和 7 年度安芸太田町下水道事業会計補正予算です。公益的収入及び支出の収入ですけど、こちら下水道事業収益の営業外収益、こちらのほう 700 万円減額させていただきます。支出の分ですけど、支出の部ですが営業費用でございます。こちら 700 万円の減額につきまして修繕料と委託料の減額につきまして補正をお願いしたいと思っております。続きまして資本的収入及び支出です。こちら収入の部ですけど、資本的収入で補助金 154 万円でございます。続きまして支出の部です。建設改良費です。こちらは筒賀中央水質管理センターの水位計設置に伴いましてアスベストが出てまいりました。そちらの除去対応の増額に伴います補正といたしまして、154 万円をお願いしたいと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。小島議員。

○小島俊二議員

はい、病院事業会計について、もう 3 月でございますので、今年度の収支見込みについて、分かりましたらお願いします。

○中本正廣議長

正岡病院事務長。

○正岡剛病院事務長

はい。今年度については、今のところ、赤の方、赤字の方になるような見込みと今のところなっております。あと、国のほうから補正予算のほうで、今申請があがっておりますので、2,200 万ほどは国のほうから追加補正のほうで入れていただくような段取りになっております。以上です。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

赤字の見込みでその赤字の見込みが幾らぐらいになるのか。それと 2,200 万というのは、その 3 条予算の歳入として入ってくるという意味でよろしいですか。

○中本正廣議長

正岡事務長。

○正岡剛病院事務長

今見込みのほうがか赤字のほうがか5千万ぐらゐの見込みなんですがか、今現場のほうがか頑張って病床稼働率を上げておりますので、そちらのほうがか少しづつ減るように、今頑張ってるところでございます。

○中本正廣議長

ほかに質疑ありませんか。佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

昼になって申し訳ないですが、同じく病院事業でちょっとお聞かせください。3条の予算のほうで、雑支出で484万円か、減額になっておりますがか、これの雑支出の中身がか分かれば教えてください。

○中本正廣議長

正岡病院事務長。

○正岡剛病院事務長

先ほど御質問頂いた484万円のところですね、こちらのほうは、具体的には水道光熱費337万6千円と、修繕費93万4千円。あと委託料44万円を計上して、今回補正のほうにあげております。

○中本正廣議長

よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

「なし」の声あり。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。採決は議案第19号、令和7年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）から議案第22号、令和7年度安芸太田町下水道事業会計補正予算（第2号）までの4件を一括して起立により採決します。議案第19号から議案第22号までの4件については原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

賛成者起立

起立総員です。したがって議案第19号から議案第22号までの4件については、原案のとおり可決しました。

---

日程第14. 議案第23号

日程第15. 議案第24号

日程第16. 議案第25号

日程第17. 議案第26号

日程第18. 議案第27号

日程第19. 議案第28号

日程第20. 議案第29号

日程第21. 議案第30号

日程第22. 議案第31号

日程第23. 議案第32号

日程第24. 議案第5号

日程第25. 議案第6号

日程第26. 議案第7号

日程第27. 議案第8号

日程第 28. 議案第 9 号  
日程第 29. 議案第 10 号  
日程第 30. 議案第 12 号  
日程第 31. 議案第 13 号  
日程第 32. 議案第 15 号

○中本正廣議長

日程第 14、議案第 23 号、令和 8 年度安芸太田町一般会計予算から日程第 32、議案第 15 号安芸太田町病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてまでの 19 件を一括議題といたします。これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

### 日程第 33. 特別委員会の設置

○中本正廣議長

日程第 33、特別委員会の設置を議題といたします。お諮りします。ただいま議題としている令和 8 年度予算をはじめとする 19 件の議題を審査するため、安芸太田町議会委員会条例第 5 条の規定に基づき、議長を除く 10 人の議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して、詳細に審査することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認めます。したがって令和 8 年度予算をはじめとする 19 件の議案については、議長除く 10 人の議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して、詳細に審査することに決定しました。ただいま設置した予算審査特別委員会の正副委員長を互選するため、しばらく休憩といたします。

休憩	午後 0 時 04 分
再開	午後 0 時 05 分

休憩前に引き続き会議を再開いたします。休憩中に開かれた予算審査特別委員会で正副委員長が互選され、その結果が通知されましたので、報告します。予算審査特別委員長に、大江昭典委員。同副委員長に影井伊久美委員です。以上で本日の日程は全て終了しました。本日はこれで散会いたします。

○河野茂議会事務局長

御起立願います。一同互礼。

午後0時05分 散会

---